

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○包括外部監査契約の締結	(行政経営推進課)	一
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	一
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	二
○県営土地改良事業計画の縦覧	(農村振興課)	二
○漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の変更	(水産林政総務課)	二
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	(会計課)	二
○土地改良区役員の住所変更の届出	(東部地方振興事務所)	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(教育庁高校教育課)	三
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		七
○政治団体の届出事項の異動届		七
○政治団体の解散届		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分(令和元年分))		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分)		九
○資金管理団体の届出事項の異動届		一〇
○資金管理団体の指定取消しの届出		一〇

監 査 委 員

告 示

○包括外部監査結果に対する措置の公表
○行政監査の意見に対する措置の公表

一〇
一三

○宮城県告示第五百五十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので告示する。

令和二年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 包括外部監査契約の期間の始期

令和二年四月八日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

島川 行正

仙台市泉区将監七丁目四番三―一号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

概算払

○宮城県告示第五百五十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和二年 八月三日	加美町 宮崎・小野田	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	加美町小野田コミュニティセンター
同 八月四日	加美町 中新田	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	加美町中新田公民館
同 八月七日	色麻町 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	色麻町役場車庫
同 八月十八日	丸森町 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	丸森まちづくりセンター

同 八月十九日	丸森町 全 域	午前十時三十分から 午後二時まで	丸森まちづくりセンター
同 八月三十一日	山元町 全 域	午前十時三十分から 午後二時まで	山元町中央公民館前

○宮城県告示第五百五十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和二年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 二頭

四 発生の場所又は区域

角田市

五 発生日月

令和二年六月十一日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第五百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営福地地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和二年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和二年六月二十三日から令和二年七月二十一日まで
三 縦覧場所
石巻市役所及び石巻市河北総合支所

○宮城県告示第五百五十四号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、令和二年六月二十三日から施行する。

令和二年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第四百四条第二号に掲げる漁業の表気仙沼市、南三陸町、石巻市区域（宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所、歌津支所及び表浜支所の地区）の項中

「1. 総トン数10トン未満の漁船により稼受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業」を

「1. 総トン数10トン未満の漁船により稼受網を使用してさんま及びいわしをとることを目的とする漁業」に改める。

○宮城県告示第五百五十五号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表株式会社新生銀行の項を削る。

附則

この告示は、令和二年七月一日から施行する。

○宮城県告示第五百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、登米市豊里町土地改良区役員の変更について、次のとおり届出があった。

令和二年六月二十三日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐藤 靖

役職名	氏名	住所	変更後
	加藤 政昭	登米市豊里町新田町二十四番地八	
理事	氏名	住所	変更前
	加藤 政昭	登米市豊里町新田町八十五番地一	

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピュータ貸借（八校） 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 賃貸借期間 令和二年十月一日から令和七年九月三十日まで
 - 4 設置場所 宮城県松島高等学校、宮城県岩出山高等学校、宮城県泉松陵高等学校、宮城県蔵王高等学校、宮城県気仙沼高等学校、宮城県塩釜高等学校、宮城県仙台二華高等学校、宮城県東松島高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であることを。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体等と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、二回以上履行した実績（複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月以上経過しているものを含む。）を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和二年七月二日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二一二一一三六二三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和二年七月二日（木）まで前記の問い合わせ先に申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年七月九日（木）から令和二年七月十六日（木）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年七月十六日（木）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和二年七月二十七日（月）午前九時から令和二年八月三日（月）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和二年八月三日（月）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和二年八月四日（火）午前十時 宮城県行政庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

<p>7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無</p> <p>8 契約書作成の要否 要</p> <p>9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。</p> <p>11 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of computers for educational use in Miyagi Prefectural Senior High Schools (one set)</p> <p>2 Lease Period : October 1, 2020 to September 30, 2025</p> <p>3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Matsushima High School, Miyagi Prefectural Iwadeyama High School, Miyagi Prefectural Izumi Shoryo High School, Miyagi Prefectural Zao High School, Miyagi Prefectural Kesennuma High School, Miyagi Prefectural Shigama High School, Miyagi Prefectural Sendai Nika Senior High School, Miyagi Prefectural Higashinatsushima High School</p> <p>4 Deadline for Bid : August 3, 2020 (Mon), 5 : 00 pm.</p> <p>5 Contact Information : Ken Ito, Upper Secondary Education School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel.: 022-211-3623</p> <p>6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。 令和二年六月二十三日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 入札に付する事項</p> <p>1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（古川工業高等学校）一式</p> <p>2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p>	<p>3 賃貸借期間 令和二年十月一日から令和七年九月三十日まで</p> <p>4 設置場所 宮城県古川工業高等学校</p> <p>二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。</p> <p>2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。</p> <p>3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。</p> <p>5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。</p> <p>6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。 （一）入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経</p>
---	--

営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体等と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、二回以上履行した実績(複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月以上経過しているものを含む。)を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三三五)へ令和二年七月二日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁高校教育課管理運営班(電話〇二二二二一一三三六三三)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和二年七月二日(木)まで前記の問い合わせ先に申し出ることに。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年七月九日(木)から令和二年七月十六日(木)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年七月十六日(木)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和二年七月二十七日(月)午前九時から令和二年八月三日(月)午後五時まで
(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和二年八月三日(月)午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 令和二年八月四日(火)午前十時三十分 宮城県行政庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of computers for Miyagi Prefectural Senior High Schools (one set)

2 Lease Period : October 1, 2020 to September 30, 2025

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Furukawa Technical High School

4 Deadline for Bid : August 3, 2020 (Mon), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Ken Ito, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423

Japan

Tel: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和二年六月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

自由民主党宮城支部 渡辺 博 若井 陽子 仙台市宮城野区原町二丁目一三三番地 令和二年五月十八日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

新しい蔵王町をつくる会 勅使瓦正樹 岡本 和也 仙台市宮城野区蔵王町大字田字屋敷一九番地 令和二年五月二十日

○宮選管告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和二年六月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
赤間次彦後援会	加藤 傳悦	代表者の氏名	加藤 傳悦	山田 清一	令和二年五月一日
齋藤のりお後援会	渡邊 隆	主たる事務所の所在地	仙台市泉区泉中央一―二―五	仙台市泉区泉中央三―二七―一	令和二年四月三十日
竹中弘光後援会	菅原 博敏	代表者の氏名	菅原 博敏	八巻 昭	令和二年四月十五日
渡辺みきお育てる会	相澤 光夫	代表者の氏名	相澤 光夫	小幡 富雄	令和二年三月一日
		会計責任者の氏名	早坂 和弘	相澤 光夫	

○宮選管告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和二年六月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党宮城県塩釜市第一支部	佐藤 光樹	令和二年三月四日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
活力ある塩釜を創る会	佐藤 光樹	令和二年三月一日
佐藤こうすけ後援会	渡辺 孝志	令和二年三月四日
JOS	佐藤 裕人	平成三十年九月十日
政経光友会	佐藤 光輔	令和二年三月二日

○宮選管告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年六月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

JOS
報告年月日 2. 5. 20 (30. 9. 10解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

○宮選管告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年六月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(政党の支部)

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

自由民主党宮城県塩釜市第一支部	
報告年月日	2. 3. 31 (2. 3. 4解散)
1 収入総額	5,347,600
前年繰越額	1,810,200
本年収入額	3,537,400
2 支出総額	3,312,000
3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費	29,400 (36人)
寄附	3,508,000
個人分	270,000
団体分	3,238,000
4 支出の内訳	
経常経費	312,000
人件費	240,000

光熱水費	12,000	
事務所費	60,000	
政治活動費	3,000,000	
寄附・交付金	3,000,000	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間五万円以下のもの	270,000	
〔団体分〕		
(株)エルハラ	240,000	塩釜市
(株)笹原組	120,000	大崎市
(株)斎藤工務店	108,000	亶理郡亶理町
アトバンスオートモービル(株)	500,000	仙台市若林区
伸和興業(株)	720,000	仙台市宮城野区
(株)深松組	500,000	仙台市青葉区
(株)エルベ環境	1,000,000	仙台市青葉区
年間五万円以下のもの	50,000	
(資金管理団体)		
政経光友会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	佐藤 光輔	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	塩竈市長	
報告年月日	2. 3. 31 (2. 3. 2 解散)	
1 収入総額	263,579	
前年繰越額	263,579	
2 支出総額	0	
(その他の政治団体)		
活力ある塩釜を創る会		
報告年月日	2. 3. 31 (2. 3. 1 解散)	
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
佐藤 こうすけ後援会		
報告年月日	2. 3. 31 (2. 3. 4 解散)	

1 収入総額	347,054
前年繰越額	347,054
2 支出総額	0
○宮城県告示第六十三号	
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。	
令和二年六月二十三日	
宮城県選挙管理委員会	
委員長 皆 川 章太郎	
(政党の支部)	
自由民主党宮城県塩釜市第一支部	
報告年月日	2. 3. 31 (2. 3. 4 解散)
1 収入総額	2,035,600
前年繰越額	2,035,600
2 支出総額	2,006,200
3 支出の内訳	
政治活動費	2,006,200
寄附・交付金	2,006,200
(資金管理団体)	
政経光友会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	佐藤 光輔
資金管理団体の届出に係る公職の種類	塩竈市長
報告年月日	2. 3. 31 (2. 3. 2 解散)
1 収入総額	263,579
前年繰越額	263,579
2 支出総額	0
(その他の政治団体)	
活力ある塩釜を創る会	
報告年月日	2. 3. 31 (2. 3. 1 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0
佐藤 こうすけ後援会	
報告年月日	2. 3. 31 (2. 3. 4解散)
1 収入総額	347,054
前年繰越額	347,054
2 支出総額	0

○宮城県告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和二年六月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

佐藤 光樹 みなと塩釜21 公職の種類 塩釜市長 宮城県議会議員 令和元年九月十一日

○宮城県告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

令和二年六月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
------------------	-----------	-------

佐藤 光輔 政経光友会 令和二年三月二日

監査委員

○宮城県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による平成29年度の包括外部監査の

結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年6月23日

宮城県監査委員	本 木 忠 一
宮城県監査委員	大 田 稔 郎
宮城県監査委員	石 森 建 二
宮城県監査委員	成 田 由 加 里

第1 監査結果の報告

平成29年度の包括外部監査の結果（補助金等の事務の執行について）については、平成30年3月30日に包括外部監査人から報告があり、同年4月17日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知のあった日

令和2年5月19日

第3 措置の内容

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成29年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	Ⅲ. 監査の結果および意見(総論) 1. 交付要綱のホームページへの掲載の徹底【結果】	補助金制度の存在を知らずに補助金の交付を受ける機会を失う者がでないようになり、補助金の交付申請機会の公平性を担保するためには、補助金制度の内容を広く県内に周知する必要がある。 県は補助金交付手続きの改善方針に従い、情報公開の促進と利便性向上のために交付要綱のホームページへの掲載を徹底する必要がある。(P11)	補助金交付手続きの改善方針を改定し、令和2年3月31日付け行経号外通知により、交付要綱をホームページに掲載するよう庁内各課及び各地方機関に周知した。
2	Ⅲ. 監査の結果および意見(総論) 2. 概算払の理由の明確化および県担当者への周知徹底【結果】	概算払請求書に概算払の理由が記載されていないケースや「事業の遂行上概算払が必要」等の抽象的な理由が記載されているケースが多く見受けられた。 改善方針に記載されているとおり、概算払は補助金等交付規則上	補助金交付手続きの改善方針を改定し、令和2年3月31日付け行経号外通知により、概算払の根拠及び理由を明確化するよう庁内各課及び各地方機関に周知した。

	<p>はあくまで例外的取扱いとされていることに鑑み、県は各補助金の概算払制度の必要性等について再検証した上、概算払の根拠および理由を明確化する必要がある。また、この考え方を県担当者へ周知徹底する必要がある。(P12)</p>	
<p>3 III. 監査の結果および意見(総論) 3. 補助申請時におけるヒアリングの徹底 【結果】</p>	<p>補助申請時に補助対象事業者からヒアリングを実施していない事例が多く見受けられた。 改善方針に記載されているとおり、補助申請内容の確認を精緻化する観点から、県は原則として補助申請時に補助対象事業者からヒアリングを実施することを徹底する必要がある。なお、個々の補助金等の事情により、例外としてヒアリングを実施しない場合には、ヒアリングを実施しない理由を整理し、文書化する必要がある。(P13)</p>	<p>補助金交付手続きの改善方針を改定し、令和2年3月31日付け行経号外通知により、補助対象事業者からのヒアリング実施しない場合の理由の文書化について庁内各課及び各地方機関に周知した。</p>
<p>4 III. 監査の結果および意見(総論) 4. 補助申請時における現地調査の徹底 【結果】</p>	<p>補助申請時等に補助対象事業者の事業所・補助対象施設等の現地調査を実施していない事例が見受けられた。 改善方針に記載されているとおり、補助申請内容の確認を精緻化する観点から、県は補助申請時等に現地調査を実施することを徹底する必要がある。なお、個々の補助金等の事情により、例外として現地調査を実施しない場合には、現地調査を実施しない理由を整理し、文書化する必要がある。(P14)</p>	<p>補助金交付手続きの改善方針を改定し、令和2年3月31日付け行経号外通知により、補助申請時等の現地調査実施の徹底と、現地調査を実施しない場合の理由の文書化について庁内各課及び各地方機関に周知した。</p>
<p>5 III. 監査の結果および意見(総論)</p>	<p>補助効果指標が設定されていない事例が多く見受けられた。</p>	<p>補助金交付手続きの改善方針を改定し、令和2年3月31日付け行</p>
<p>5. 補助効果指標の設定の徹底 【結果】</p>	<p>改善方針に記載されているとおり、費用対効果を重視する観点から、県は補助効果指標を設定することを徹底する必要があり、補助効果を把握できる定量的な指標が存在しない補助金については、公金支出の費用対効果が重要視される現状において、補助効果が明確に把握できないにもかかわらず、補助を実施・継続する合理的理由を整理し、文書化する必要がある。(P15)</p>	<p>経号外通知により、補助効果指標設定の徹底と、指標が存在しない場合の補助を実施・継続する理由の文書化について庁内各課及び各地方機関に周知した。</p>
<p>6 III. 監査の結果および意見(総論) 6. 実績確認時におけるヒアリングの徹底 【結果】</p>	<p>実績確認時に補助対象事業者からヒアリングを実施していない事例が多く見受けられた。 改善方針に記載されているとおり、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、県は実績確認時に補助対象事業者からヒアリングを実施することを徹底する必要がある。なお、個々の補助金等の事情により、例外としてヒアリングを実施しない場合には、ヒアリングを実施しない理由を整理し、文書化する必要がある。(P16)</p>	<p>補助金交付手続きの改善方針を改定し、令和2年3月31日付け行経号外通知により、実績確認時の写真確認実施の徹底と、写真確認を実施しない場合の理由の文書化について庁内各課及び各地方機関に周知した。</p>
<p>7 III. 監査の結果および意見(総論) 7. 実績確認時における写真確認の徹底 【結果】</p>	<p>実績確認時に補助対象事業に係る成果物・執行状況等の写真確認を実施していない事例が見受けられた。 改善方針に記載されているとおり、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、県は実績確認時に写真確認を実施することを徹底する必要がある。なお、個々の補助金等の事情により、例外として写真確認を実施しない理由を整理し、文書化する必要がある。</p>	<p>補助金交付手続きの改善方針を改定し、令和2年3月31日付け行経号外通知により、実績確認時の写真確認実施の徹底と、写真確認を実施しない場合の理由の文書化について庁内各課及び各地方機関に周知した。</p>

8	<p>Ⅲ. 監査の結果および意見(総論)</p> <p>8. 実績確認時における証憑書類の検証の徹底【結果】</p>	<p>(P17)</p> <p>実績確認時に補助対象事業にかかわる証憑書類の検証を実施していない事例が見受けられた。</p> <p>いずれも市町村への間接補助のケースであるが、このような場合であっても改善方針に記載されているとおり、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、県は市町村に対して証憑書類の確認を実施するよう指導し、市町村の証憑書類の確認状況を検証する必要がある。(P18)</p>	<p>補助金交付手続きの改善方針を改定し、令和2年3月31日付け行経号外通知により、市町村への間接補助であっても証憑書類確認実施の指導し、証憑書類の確認状況を検証するよう行内各課及び各地方機関に周知した。</p>
9	<p>Ⅲ. 監査の結果および意見(総論)</p> <p>9. チェックリストの作成の徹底【結果】</p>	<p>チェックリストを作成し、確認内容の記録化が実施されていない事例が多く見受けられた。</p> <p>補助金に関する財務事務を効率的・効果的に実施することを担保するため、改善方針に記載されているとおり、県はチェックリストを作成し、確認内容の記録化を徹底する必要はある。なお、個々の補助金等の事情により、例外としてチェックリストを使用しない場合には、チェックリストを使用しない理由を整理し、文書化する必要がある。(P19)</p>	<p>補助金交付手続きの改善方針を改定し、令和2年3月31日付け行経号外通知により、チェックリストを作成の徹底と、チェックリストを使用しない場合の理由の文書化について行内各課及び各地方機関に周知した。</p>
10	<p>Ⅲ. 監査の結果および意見(総論)</p> <p>10. 改善方針の周知徹底方法の見直し【意見】</p>	<p>改善方針の存在を補助金担当者に周知徹底できるような体制を整備する具体的な改善策としては、例えば県のイントラネットには組織別フォルダの他に業務別フォルダもあり、こちらに補助金のフォルダを作成し、その中に新担当者が補助金の財務事務に関して順守しなければならない規則やマニュアルを備えておくことが考えられる。(P20)</p>	<p>令和2年度以降の交付金の交付に当たって、市町村から概算払請求書を徴収した上で、概算払の必要性を審査し対応する。</p>
11	<p>Ⅲ. 監査の結果および意見(総論)</p> <p>14. 改善方針の記載内容の充実化【意見】</p>	<p>改善方針は平成20年に改定されて以降、見直しが行われていないが、記載内容の更なる充実化を進める必要があると考える。(P22)</p>	<p>令和2年4月1日付けで交付要綱を改正し、交付申請や実績報告に関する規定を設けることとする。</p>
12	<p>Ⅳ. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>7. 宝くじ販売収益金交付金</p> <p>1. 交付要綱での実績報告等の規定化および実績報告等の徹底【結果】</p>	<p>県は交付要綱を定め、これに基づき、振興協会に宝くじの収益金を交付している。交付要綱を確認したところ、交付申請や状況報告、実績報告の項目に関しては何ら定めていない状況であった。なお、交付要綱に記載はないもの、交付先から状況報告を求め、必要に応じて立会検査も不定期に行っていた。現状では、実態と交付要綱が乖離している状況であるため、交付要綱に実際に実施している事務手続を明記すべきである。また、振興協会から県に対して交付申請や実績報告が実施されていないものが見受けられた。交付申請や実績報告は網羅的に実施する必要がある。(P38)</p>	<p>令和2年度以降の交付金の交付に当たって、市町村から概算払請求書を徴収した上で、概算払の必要性を審査し対応する。</p>
13	<p>Ⅳ. 監査の結果および意見(各論)</p> <p>33. 市町村地域生活支援事業補助金</p> <p>2. 補助金の概算払に関する必要性の検討【意見】</p>	<p>当補助金の交付要綱によると、支給額は実績払いが原則であり、概算払は例外として「できる」規定となっている。しかしながら県の支給運営上は、個別に必要性を定めることなくすべて概算払の対応を行っていることとなり、実際は概算払ありきでの運用となっている。また、概算払が必要な理由も起案上明記はされていない状況でもある。概算払は例外であるとの認識の</p>	<p>令和2年度以降の交付金の交付に当たって、市町村から概算払請求書を徴収した上で、概算払の必要性を審査し対応する。</p>

	<p>もと、各市町村から具体的な必要性を求め、これを明確にしたうえで県においても独自に必要な性を検討する等、要綱の趣旨に従った運用が求められる。また、もし実態が要綱と乖離しているのであれば要綱を見直すことも必要であると考ええる。(P79)</p>	
--	---	--

<p>14 IV. 監査の結果および意見(各論) 39. 自立支援医療(更生医療)給付費負担金 1. 負担金の概算払に関する必要性の検討 【意見】</p>	<p>当負担金の交付要綱によると、支給額は実績払いが原則であり、概算払は例外として「できる」規定となっている。しかしながら県の支給運営上は、個別に必要な性を求めることなくすべて概算払の対応を行っており、実際は概算払ありきでの運用となっている。また、概算払が必要な理由も起案上明記はされていない状況でもある。概算払は例外であるとの認識のもと、各市町村から具体的な必要性を求め、これを明確にしたうえで県においても独自に必要な性を検討する等、要綱の趣旨に従った運用が求められる。また、もし実態が要綱と乖離しているのであれば要綱を見直すことも必要であると考ええる。(P89)</p>	<p>令和2年度以降の交付金の交付に当たって、市町村から概算払の請求書を徴収した上で、概算払いの必要性を審査し対応する。</p>
---	---	--

<p>15 IV. 監査の結果および意見(各論) 41. 障害児通所給付費負担金 2. 負担金の概算払に関する必要性の検討 【意見】</p>	<p>当負担金の交付要綱によると、支給額は実績払いが原則であり、概算払は例外として「できる」規定となっている。しかしながら県の支給運営上は、個別に必要な性を求めることなくすべて概算払の対応を行っており、実際は概算払ありきでの運用となっている。また、概算払が必要な理由も起案上明記はされていない状況でもある。</p>	<p>令和2年度以降の交付金の交付に当たって、市町村から概算払の請求書を徴収した上で、概算払いの必要性を審査し対応する。</p>
--	---	--

概算払は例外であるとの認識のもと、各市町村から具体的な必要性を求め、これを明確にしたうえで県においても独自に必要な性を検討する等、要綱の趣旨に従った運用が求められる。また、もし実態が要綱と乖離しているのであれば要綱を見直すことも必要であると考ええる。(P92)

○宮城県監査委員告示第14号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県教育委員会から同条第4項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき公表する。
令和2年6月23日

- 1 監査委員から宮城県教育委員会へ報告した日
令和2年3月6日
宮城県監査委員 本 木 忠 一
宮城県監査委員 宮 城 大 田 裕 郎
宮城県監査委員 宮 城 大 田 裕 郎
宮城県監査委員 宮 城 大 田 裕 郎
- 2 宮城県教育委員会から通知のあった日
令和2年5月14日
宮城県監査委員 宮 城 大 田 裕 郎
- 3 措置の内容
宮城県監査委員 宮 城 大 田 裕 郎

令和元年度行政監査の意見に対する措置状況

「学校徴収金について」

項目名	監査委員の意見	措置状況
第1 学校徴収金の管理について	1 学校徴収金の取扱いは、学校徴収金については、教育委員会において、保護者等で構成される団体の意思を最大限に尊重して、教育環境の更なる充実に寄与したいとの申し出に応えるため、	県教育委員会では、これまで、学校徴収金の取扱いは、実態の把握に努め、要改善事項を把握した場合には、その都度、指導を行っていること

導の徹
底

あわせて県民に疑念を抱かれることのないようにするため、一定の基準を定め、その内容を遵守し、統一的な取扱いとすよう、学校現場に求めてきたところである。これまでに教育委員会が、県立学校長等に対して発出した通知等は、次のとおりである。

- ・ 学校徴収金会計事務に関する取扱いについて（平成16年3月29日付、教第758号、教育長通知）
- ・ 「県立学校事務的諸課題等解決策検討結果」について（平成18年3月31日付、総号外・高号外、教育庁総務課長・高校教育課長の連名通知）

取扱いについて（平成22年12月13日付、高号外、高校教育課長・特別支援教育室長・スポーツ健康課長・生涯学習課長の連名通知）

・ 公費と学校徴収金の適正な負担区分等に係る指針について（平成25年5月1日付、高第99号、教育長通知）

- ・ 学校徴収金会計等に係る私的流用事故を踏まえた再発防止策の徹底について（平成25年9月6日付、高第351号、教育長通知）
- ・ 平成25年度県立学校事務的諸課題等解決検討会検討部報告書（平成26年3月11日、検討会代表高校教育課長名、電子メール施行）
- ・ 学校徴収金会計の適切な取扱いについて（平成30年5月18日付、高第108号、高校教育課長・特別支援教育課長の連名通知）
- ・ 学校徴収金の会計の会計処理の適正化について〔学校徴収金取扱でニューアル〕（平成31年4月4日付、高第2号、教育長通知）

ろであるが、本監査結果を踏まえ、不祥事の再発防止に向け、平成31年3月に策定した「学校徴収金取扱でニューアル」や関係通知に基づいた事務処理がなされるよう、改めて定期的な実態調査や巡回指導を実施し、周知徹底を図ることとする。また、調査・指導を通じて当該でニューアル等の見直しが必要と認められる場合には、速やかに改善・周知し、統一的な取扱いとなるよう、学校現場に対する指導を一層強化していく。

2 学校
徴収金
の事務
分担

また、教育委員会においては、これらの運用状況を確認するため、高校教育課の職員が定期的に各学校を巡回して事務指導を行い、学校徴収金の適正な執行について、周知及び注意喚起をしてきたところではあるが、今般の不祥事案発生の経緯及び今回の監査結果を踏まえて、更に徹底した不祥事再発防止策を検討し、なお一層の学校現場に対する指導の徹底を図らねばならない。

団体事務の執行に当たっては、当該団体の所期の目的達成に寄与すべきであること、当該団体の意思が反映されるべきであること、及び受託の範囲内で執行するべきであることについて、学校に対し再度周知する。

(1) 私費
会計団
体事務
の受託
範囲の
整理

団体から学校が委託を受ける会計事務の範囲は、団体の総会で承認された事業計画及び予算に基づき執行される個別具体の出納事務と解されるが、現実には、各予算の年間所要額の積算や校内への事務額の配分など出納事務以外の事務も処理している実態があった。団体費の会計事務については、団体の長から委託された事務の範囲を超えていることのないよう、また、県予算の不足分を安易に団体の私費会計で補填することのないよう、受託範囲を再度整理し、その執行に際しても、団体の意思に基づき適正に行うよう各学校を指導されたい。

併せて、本監査で指摘を受けた事項について、今後、事務手続の改善の方向性を検討し、学校徴収金取扱でニューアルの改正等、必要な措置を講じていく。

(2) 私費
会計団
体事務
に係る
手続き
の適正
化

今回の監査において、会計事務については、公費に準じた取扱いをしているものの、一連の事務処理は、時代に合わせた見直しが行われず前例を踏襲している傾向が見られた。

各学校においては、学校徴収金の所期の目的を十分に考慮し、保護者の意思が適切に反映され、団体の構成員に対する説明責任を果

<p>たすことができるような事務手続きに努められたい。また、教育委員会においては、必要に応じてマニュアルの改正を行うなど適切な指導に努められたい。</p>	<p>本監査において、団体の意思決定手続きが不十分であるにもかかわらず寄附受納している事業が確認されたことから、各学校に対し、各団体の意思決定手続きが適正に行われているか、改めて確認するよう指導していく。</p>
<p>3 私費会計団体から受納財産に係る管理の適正化</p> <p>(1) 団体の自発的意思に基づく寄附受納の徹底</p> <p>(2) 寄附受納財産に係る事務手続きの適正化及び管理の徹底</p>	<p>団体からの申し出に基づき、より良い教育環境の充実を図ることを目的として、施設・設備、備品等の寄附を学校が受け入れている事例が多数確認された。</p> <p>財産の寄附は、団体の意思決定により採納が行われるものであるが、形式上は団体の意思に基づく採納とはいえないもの、学校側からの要請に基づくものと考えざるを得ない寄附物件が多数見受けられたほか、団体においては、採納することについて総会の議決を得ていないもの、議決を得てはいるものの、当該議決に当たって備品購入費等の項目のみを示し、内訳を明示していないものが確認された。団体からの寄附が自発的なものであると言うためには、団体内部の意思決定が適切に行われていることが大前提となるので、その点を十分に確認の上、受納するよう努められたい。</p> <p>本監査において、団体からの寄附受納に際し検討が不十分な事業や、必要となる事務手続きを経ずに財産を受納している事業が確認されたことから、各学校に対し、学校内の財産が適正な事務手続きにより受納されているか、改めて確認するよう指導していく。</p> <p>また、学校の教育活動のために必要となる備品等の寄附を受けようとする場合には、「寄附受納に</p>
<p>関する検討事項」(チェックリスト)に基づきその適否を判断するよう指導しており、この判断基準を厳格に守るよう、なお一層の周知徹底を図る。</p>	<p>学校の管理運営経費については、必要な予算措置が可能となるよう、不用額を吸い上げ、必要な学校に再配分しているところであり、こうした取組を継続するとともに、今後は、公費充当すべき事業に対しては、公費で負担することを徹底する。</p> <p>また、教料研究会の会費・負担金等、現在、公費負担を認めていない経費についても、時代の変化等により公費充当が相当となつている事業がないかどうかを洗い出し、公費充当が相当と判断した場合には、予算措置を講じていく。</p>
<p>1 本来の負担すべき経費への支出</p> <p>(1) 公費・私費会計の明確化</p>	<p>県立学校における管理運営に係る経費については、前述のとおり、県費で賄うことが原則であり、例外として、より良い教育環境の充実を図るため、保護者等で構成される団体の自発的かつ善意に基づく支援の申し出については、否定されるべきものではないとされている。</p> <p>一方で、国が、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、保護者の教育に係る負担を軽減し、生徒の学習の機会を失わせることのないよう施策を進めている現状を踏まえ、今後は、保護者等の負担軽減のため、学校現場で貢献し得ることを検討するとともに、学校が本来公費で負担すべき校舎等の維持修繕や消耗品等に係るものについては、安易に、団体を通じ保護者から寄附を受けることなく、公費で予算措置し対応することを徹底されたい。</p> <p>なお、教員の各種研究会への参加は、生徒の学力や資質向上につながるものとして、公務扱いとし、旅費を公費から支給している一方、会費・負担金の公費支出は、「県立学校事務的諸課題等解決策検討結果」について」(平成18年3月31日付、総号外・高号外、</p>
<p>2 学校徴収金の使途について</p>	<p>1 本来の負担すべき経費への支出</p> <p>(1) 公費・私費会計の明確化</p>

								<p>での旅費を私費会計から実費弁償分として支出しているケースや、県外での大会への参加や遠征に要する経費については、私費会計からの満額支給、一定の負担割合を定めての支給、あるいは上限額を定めての支給など、学校によって様々な取扱いがなされている。</p> <p>部活動指導が公務として位置づけられるのであれば、基本的に旅費を公費で支給するとともに、必要に応じて週休日の振替を行うなどして対応すべきであるが、一方では、「最新学校運営実態応答集」(学校教務研究会編集)によれば、教員が勤務時間外に「自発的な勤務」として部活動指導することも可能とされており、結果として前述したとおり、学校によってその取扱いが異なることとなっていることから整理が必要である。教育委員会においては、他県の事例も参考とし、部活動に関する服務についての一定の基準を示されるよう検討されたい。</p> <p>また、学校管理下で行われる部活動指導に従事する教員は、生徒を管理監督する責任があり、自身もまた傷病や事故に遭遇するリスクもあることから、事故等の際の補償についても、不利益を被ることのないよう万全を期されたい。</p> <p>なお、学習意欲の向上や責任感、連帯感の醸成等、生徒の資質及び能力の育成に資する部活動については、学校によって勤め方など取扱いが異なっているが、家庭の経済的な理由等により部活動への加入が困難な生徒もおり、入部を勧めるに当たっては、そうし</p>
(2) 保護者負担の軽減策	<p>本県の学校現場においては、PTAをはじめ、教育振興会、部活動後援会等の多種多様な団体に係る学校徴収金が存在しており、その会費に関しては、ほとんどの学校において低所得世帯に対する減免等の制度がなく、検討された様子も見受けられない。</p> <p>教育委員会においては、非課税世帯等への「高校生等奨学給付金」の給付など、国の政策の方向性も踏まえ、他県において実施している低所得世帯に対する会費負担の軽減策の事例について、各学校及び保護者に対して情報提供を行うとともに、団体内部での検討や協議を行うよう促す努力が必要である。</p>	<p>団体の在り方への根幹に関わる事項であり、団体の自律的な意思に基づいて判断されるべきものと認識している。</p> <p>そのため、教育委員会では、他都道府県の先進事例等、団体が減免等を検討するに当たって必要となる情報を把握し、学校を通じて各団体に提供していく。</p>	<p>勤務時間内に行う部活動指導については、旅費を支給しているが、勤務時間外に行う部活動指導については、勤務命令を出すことができないため、旅費の支給はしていない。</p> <p>また、週休日に行われる公的な大会への参加については、必要に応じて勤務の振替を行っている。これらの部活動指導に対する旅費負担の在り方や、実施する部活動の遠征に係る経費の負担に関して、学校毎に取扱いが異なっている現状が明らかになったことか</p>					<p>ら、他県の事例等も把握しながら必要な検討を行っていく。</p> <p>また、部活動指導は基本的に公務であることから、その実態に忠実に、公務上の災害として認められるため、今後とも、教員が不利益を被ることのないよう努めていく。</p> <p>さらに、部活動における遠征費等の活動経費については、学校側から保護者に対して説明をし、理解を得た上で行うべきものであり、今後とも、保護者に対して十分に説明するよう一層努めていきたい。</p>
(3) 部活動に係る費用負担のあり方の整理	<p>学校教育活動の一環として行われている部活動は、学習指導要領では教育課程に位置づけられていないため、活動に要する経費等については、統一的な取扱いが明確となっておらず、学校によって認識の違いが見られた。</p> <p>具体的には、週休日における部活動の指導を公務と捉えて教員特殊業務手当支給対象として一方、多くの学校では、指導に当たる教職員の旅費の支給方法の根拠が明確となっておらず、校外で行われる大会や練習試合の会場ま</p>							

<p>た生徒へのより一層の配慮など、弾力的な運用に努められたい。また、入部に伴い卒業時までには要する活動経費と、その所要額は原則として生徒の自己負担であることを、あらかじめ保護者に対して十分に説明するよう努められたい。</p>	<p>学校が各団体の事務執行を受託するに当たっては、当該団体の目的達成に寄与していくことを基本として、職員は県と各団体との立場を分けて事務執行することを再確認するとともに、公費で負担すべき事案に対しては、公費で負担することを徹底する。</p> <p>そのため、学校の管理運営経費について、不用額の再配分等、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、時代の変化等により公費充当が相当と判断できる経費については、必要な予算措置を講じていく。</p>	
<p>2 公費・私費会計の予算編成事務の適正化</p> <p>団体の会計事務については、前述のとおり、団体の長と校長との委託契約に基づいて、教職員が職務として行っているが、その委託契約の範囲を超える団体の予算編成事務についても、教職員が、当該団体の役員等と連携しつつ、又は、自らが兼務している団体の役員との立場で、県の予算要求事務と並行して行っている現状にある。作業を並行して行うことは、事務処理の効率化が図られる反面、公費・私費それぞれの区分が曖昧となり、県予算の不足が団体の私費会計で補完するという関係に陥る危険性ははらんでいる。</p> <p>次年度の学校の予算要求に当たっては、文部科学省通知にもあるように、県と団体の立場を明確に切り分けて作業を行う必要がある。特に、学校の管理運営に要する経費については、県予算として措置すべきものであり、必要性の精査をしっかりと行った上で、県費として予算を確保されたい。</p> <p>なお、管理運営経費については、教育委員会において、学校の規模に応じた標準的な経費をあらかじめ定めておき、学校の特色を打ち出すために標準的な経費を超える予算が必要な場合は、別枠で要求するためのシステムを構築することなども含めた改善策を検討さ</p>	<p>公立学校の事務室の体制は、事務室長を含めて3～5人の人員配置のところが多く、その限られた職員で業務を分担して行っている。職務内容は、生徒や保護者からの申請や問合せへの対応、各種証明書発行等の窓口業務をはじめ、学校施設の管理、物品の発注、学籍管理、教職員の給与計算、勤怠管理、会計事務、文書作成、広報など多岐にわたっており、教員と連携を図り、献身的な努力で教育現場を支えている。</p> <p>職員定数の配分については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）に基づき行われ、必要に応じて加配などの配慮もなされているが、学校徴収金に係る会計事務を担っていることもあって、慢性的な業務過多の状</p>	
<p>第3 学校徴収金の事務処理について</p>	<p>1 学校事務職員の置かれて現況</p> <p>(1) 学校事務室の働き方改革の推進</p>	<p>これまでも、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、会計の統廃合等の指導を行ってきたところであるが、今後も、団体事務の軽減に向けた指導を行っていく。</p> <p>また、平成31年3月に策定した「教職員の働き方改革に関する取組方針」に基づき、行事や業務の精選・見直し、外部人材の活用等、働き方改革にも一層注力するとともに、職員の負担軽減に向けた改善に努めていく。</p>
<p>公立学校の事務室の体制は、事務室長を含めて3～5人の人員配置のところが多く、その限られた職員で業務を分担して行っている。職務内容は、生徒や保護者からの申請や問合せへの対応、各種証明書発行等の窓口業務をはじめ、学校施設の管理、物品の発注、学籍管理、教職員の給与計算、勤怠管理、会計事務、文書作成、広報など多岐にわたっており、教員と連携を図り、献身的な努力で教育現場を支えている。</p> <p>職員定数の配分については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）に基づき行われ、必要に応じて加配などの配慮もなされているが、学校徴収金に係る会計事務を担っていることもあって、慢性的な業務過多の状</p>	<p>公務員は予算の裏付けをもって業務に従事することが原則であり、予算要求なくして保護者へ負担や寄附を求めることがあつてはならない。あくまで、学校徴収金は、生徒個人に帰属する経費が基本であることを徹底されたい。</p> <p>一方、当該団体の意思決定の下であるとはいえ、団体の予算編成作業を教職員が行っている現状は、団体の意思形成過程に少なからず学校側の意向が影響するほか、子どもを学校に預けている立場の保護者からすると異議を唱えることが難しい状態であることが容易に推認できるので、学校主導の運営と誤解されないよう、適切に対応されたい。</p>	

<p>(2) 事務室職員の人材育成</p> <p>学校の事務室職員は、少人数の体制の中、幅広い業務を事務室長も含めて役割分担して日々処理しており、OJT等の人材育成が必ずしも十分に可能な状況にはなっていない。</p> <p>このような状況下において、特に若手職員からすれば、業務を遂行する上での本来あるべき姿をイメージして事務処理を行うことは難しく、原理原則を旨とした基本に立ち返った物事の考え方を会得することは困難な状況にある。</p> <p>教育委員会においては、県立学校の管理運営の最前線の事務室が少人数の体制であることを考慮し、職位に応じた横断的な職員間の情報共有や意見交換などが積極的に行えるような機会を作り、組織全体での認識の摺り合わせや意思統一を促進するとともに、職員一人ひとりの知識・能力の底上げを図るための体系的な研修制度を整備して、一層の資質向上に努められたい。</p>	<p>教育委員会では、県の「みやぎ人材育成基本方針」を参考に、自律型人材の育成、職員以外の人々との交流の拡大、フネジメント能力の強化等を中心とした研修体系を策定している。</p> <p>今後とも、階層別研修や選択制研修、専門研修等の機会を活用し、職員間の情報共有や情報交換等の場を設定するとともに、管理監督職員等によるOJTを推進し、個々の職員が培ってきた知識やノウハウ等を活かし、学び合う職場環境の整備を図っていく。</p> <p>また、公立学校事務長会や公立高等学校事務職員協会が実施している研修会との連携を図り、それぞれの職位に応じた情報共有や研修内容の充実を図ることににより、事務職員全体の資質向上に努めていく。</p>	<p>状況にあることから、事務事業の整理見直し、働き方改革の推進等に一層注力し、事務の効率化や簡略化、職員の負担軽減に向けた改善等に努められたい。</p>
<p>2 本来業務と私費会計に係る業務との関係性</p> <p>(1) 私費</p> <p>団体の会計事務については、学校長と団体の長との間で会計事務の委託契約を締結した場合は、学校教職員が公務として、事務処理を行うことができるとされているが、その一方で、事業計画の立案や予算編成等の会計事務以外の事務については、団体が自ら事務を処理することになる。</p>	<p>各団体の事業計画立案や予算編成等の団体運営に関する事務は、各団体の意思決定により行われるべきものである。</p> <p>その一方で、例えば予算編成に当たっては、収納状況や支出内容等について団体役員と相互に確認するなど、学校教職員の必要最低限の関与が必要であると考える。</p>	<p>しかしながら、教頭及び事務室長が団体の役員等を兼ねているケースも多く、夜間や週休日の勤務時間外に自発的な活動として、会議・行事への出席や事務作業等を行っている実態も確認されるなど、団体の事務作業のほとんどは教職員が行っている現状にあり、大きな負担となっている。</p> <p>教育委員会においては、このような現状の把握に努め、服務上の取扱いについて整理を行い、教職員個人に過度な負担を強いることのないよう対応を検討されたい。</p> <p>団体の予算執行については、学校の裁量が働く余地が大きくなり、一方では、団体の統制が行き届きにくいということもあり、今回の監査において、学校本来の業務と団体業務との線引きが不明確なため、私費会計から支出しているもの、その支出の根拠となる契約や請求が学校長宛てに行われているものが相当数確認された。今後は、契約や支払い等に際して、契約者名や請求書、領収書の宛名がそれぞれ適正な契約者名、支払い義務者名となるよう改善されたい。</p> <p>また、団体の会計を管理する預貯金口座の名義人を学校長としている事例が散見されたが、不正防止の観点からも、本来の名義人とするよう早急に改められたい。</p>
<p>3 内部けん制機能が發揮される体制の確</p>	<p>(2) 契約名義等の適正化</p>	<p>ただし、当該事務の従事時間が最小限となるよう配慮するほか、受託の範囲を超えて過度に団体運営に関与しないよう留意するなど、学校の立場を明確にすることが必要である。</p> <p>各学校には機会を捉えて再度周知するとともに、各団体に対しても、理解が得られるよう協力を求めていく。</p> <p>教育委員会として、各団体から受託している事務の状況を詳細に把握した上で、学校とともに是正に取り組んでいく。</p> <p>学校徴収金事務における内部統制の強化は喫緊の課題と認識しており、執行責任者である校長及び出納責任者である事務室長とともに、内部統制の強化に対する意識を共有した上で、コンプライアンス</p>

<p>(3) 学校</p> <p>教職員は、本来業務を行う立場</p>	<p>学校徴収金取扱マニユアルや関</p>
<p>(2) 内部 けん制 機能の 強化</p>	<p>各団体の監査への外部人材の登 用については、その検討に必要と なる他都道府県の状況を把握し、 学校を通じて各団体に提供して検 討を促すとともに、今後、公立高 等学校長会や公立学校事務長会と 調査研究を行っていく。</p>
<p>(1) 職員 の意識 改革</p>	<p>ス、内部牽制機能及び説明責任の 確保に向けた具体的方策を検討す る。併せて、内部統制については、 新任の校長、教頭及び事務室長の 研修計画にも位置付けていく。</p>
<p>保</p>	<p>このことは、契約名義の混同や 支出事務の混在化、財産の取得・ 授受手続きの不備など、不適切な 事務処理の発生要因ともなってい る。このような契約や支出に関す る会計事務については、各学校内 部において自律的に是正されるべ きであるが、これまで長年にわた って改善がなされてこなかった 現実を直視し、法令遵守や諸規程 に基づく適正な事務処理を行うよ う、職員の意識改革が重要である。 教育委員会においては、学校長 をはじめとした教員・事務職員に 対する意識改革にも取組み、コン プライアンスを強く意識した学校 運営を確立されることを強く期待 する。</p>
<p>4 他</p>	<p>と団体業務を行う立場の双方を理 解し、その時々々の状況に応じて適 正に判断し、臨機応変に対応する よう努力をしているが、その負担 と万一のリスクを軽減し、少人数 の体制の中で、相当数の会計事務 処理を適切に処理するためにも、 明確な役割分担と明文化された客 観的判断基準が必須である。 教育委員会においては、これま でに学校徴収金に関する取扱マ ニユアルの作成及び事務処理の適 正化に関する通知の発出等によ り、周知・指導を行ってきたとこ ろであるが、当該マニユアルの不 断の見直しはもとより、定期的な 実態調査や巡回指導等を実施する など、一層の事務処理の適正化に 努められたい。</p>
<p>(1) 県や 私費会 計団体 に属さ ない会 計等 の解消</p>	<p>今回の監査においては、公益財 団法人等からの助成金や条例に基 づかない学校の内部規程を根拠と して徴収した現金を管理する通帳 の存在が確認された。これらは、 県の予算に計上されておらず、会 計の母体となる私費会計団体もな いため、監査や予算・決算の承認 手続きの対象とはならない上、保 護者に対する収入・支出の実績報 告もなされていない。その中には 残高が相当高額で使途先も不明確 となっているものもあり、内部統 制上も課題があることから、適正 な事務処理に改められたい。 また、休眠状態にある団体の会 計事務処理等を学校側で行ってい る事例も確認されたが、団体の監 査や予算・決算の報告もなされて おらず、内部統制上も課題がある ことから、学校側としてこうした</p>
<p>保 通知に基づいて、適切に事務処 理がなされるよう、引き続き、定 期的な実態調査や巡回指導を実施 していく。また、調査や指導を通 じ、当該マニユアルや通知の見直 しが必要と認められる場合には速 やかに改善していく。</p>	<p>教育委員会として、各学校にお ける処理状況を詳細に把握した上 で、学校とともに是正に取り組ん でいく。 また、休眠口座の解消に向け、 毎年度、学校に開設口座一覧の提 出を求めてその実態を調査し、将 来使う見込みのない口座につい ては、団体の意向を確認しつつ、学 校徴収金取扱マニユアルに基づき 統合・廃止を指導する。</p>

		<p>(2) 私費 会計団 体の名 義貸し の是正</p> <p>生徒の福利厚生を目的に食堂や売店を運営する際、団体に学校の敷地・建物を無償で使用許可し、その上で、団体が実質的に食堂・売店を運営する民間事業者との間で委託契約を締結している事例が多数見られた。その中には、食堂・売店の事業収入だけで民間事業者の運営が成り立たないとの理由から、自動販売機の設置についても同様に無償で許可している事例も確認された。しかしながら、実態として、団体は食堂・売店の運営や契約にほとんど関与しておらず、単に県の使用料を免除するために団体の名義を使用していると見られかねない事務処理となっており、今後、団体の名義を使用せず、実質的な運営者と学校との間で、直接県の規則等に則った適正な手続きを行うよう改められたい。</p> <p>また、民間事業者による模擬試験を週休日に実施する際、団体に対して教室の使用を許可し、団体が使用料及び光熱水費を支払っている事例や、町の補助事業によりNPOなどが学習支援活動を行う際、団体が事業主体となり、補助金の受け払いを行っている事例なども認められた。これらは、税法上の枠組から見ると、収益事業課税団体とみなされて、税務上の手続きが必要となる可能性があるほか、本来の趣旨目的にそぐわない団体運営とも誤解を招きかねないことから、実態を把握し、是正に</p>	<p>団体の関係者と調整を行い、整理、統合するなど適切に対応されたい。</p>	
	<p>食堂・売店の設置に際しては、施設使用許可に関する手続きが適正なものとなるよう、業者選定基準や具体的な事務処理手順を示すとともに、生徒の福利厚生に支障が生じないように、関係通知の改正について検討する。</p> <p>また、町の補助事業に係る事業については、その実態を把握し、是正措置を講じるよう学校及び関係団体に対して指導するとともに、他校で同様の取扱いが生じないように周知する。</p>		<p>(3) 多額 な私費 会計予 算の適 正管理</p> <p>書面調査においては、県立高等学校69校で教材費を含めた総額約37億円の学校徴収金の存在が明らかとなった。団体費だけでも約16億円、生徒一人当たり負担額は年間約3万9千円となっており、県予算と比較しても相当な金額となっている。</p> <p>教育委員会においては、県予算と保護者から預かった学校徴収金の持つそれぞれの意義をしっかりと踏まえ、決して混同することのないよう、その取扱いに当たっては、説明責任をしっかりと果たすとともに、常に透明性を意識した姿勢で臨まれるよう、学校長をはじめとした教員・事務職員に対する意識啓発及び事務指導を徹底されたい。</p>	<p>努められたい。</p> <p>校長のマネジメントの下、学校が一丸となって学校徴収金取扱マニュアルや関係通知に基づき、私費会計の適正管理に取り組みよう、県教育委員会として、学校の内部統制の強化の支援・指導に注力することとし、その具体的方策について検討する。</p>
<p>第4 団体 運営への 適正関与</p>	<p>学校徴収金を徴収する前提として、保護者等が団体に入会し、かつ、団体が定める手続きにより予算や会費が決定されていることが必要である。</p> <p>特に、団体への保護者等の加入は原則として任意であることを考えると、保護者等の人・退会手続きや賛否の意思確認は適切に行われていなければならない。</p> <p>今回の監査においては、団体の運営についても、人・退会手続きのあり方をはじめ、学校徴収金の受益者負担の原則に基づき年度毎の精算のあり方、第三者の立場での独立性・客観性のあるチェック機能の整備、備品台帳の整備、情報公開のあり方、意思決定の方法などの面において課題が認められ</p> <p>団体の運営については透明性が求められるが、その運営状況については各団体の運営上の課題を確認し、その上で課題解決の役に立つ事例や団体自ら会計担当者を置いている事例等、団体運営の参考となるような事例について、全ての団体に対して適宜情報提供し、適切な運営が図られるよう使っていく。</p>			

